

# 經濟論叢

第153卷 第3・4号

---

現代の予算制度と官僚制……………	池上 惇	1
ホートリー・コネクション II……………	小島 專孝	14
福祉評価の情動的基礎の変容とその意味……………	吉川 英治	39
アメリカにおける マーケティングの生成（2）……………	粟村 俊夫	56
レオン・ワルラスの一般均衡理論……………	荒川 章義	72
食肉自由化と配合飼料メーカー……………	村上 良一	88

---

平成6年3・4月

京都大學經濟學會

## 現代の予算制度と官僚制\*

池 上 惇

はじめに

——コーリン・クラークの福祉財政論が提起したもの——

現代における予算制度と財政民主主義の問題を考える場合、まず、想起されるのは、市民革命にあたって確立された「公正な課税と市民による課税および予算案への同意、国民代表による決算の承認の権利と原則」である。現代においても、この権利と原則は不変であるが、予算案を公正なものと認めるに当たっての基準には大きな変化と発展があった。アダム・スミスに代表される時代の評価基準は、自由競争による人間の自立を前提としていた。そこでは、個々人の職業の選択や営業の自由を妨害しない課税、自由な経済活動を促進しうる予算が「安価な政府」として、支持された。

だが、1920年代以来、生存権の確立が憲法的な合意となって以来、財政民主主義は、国民の課税や予算への同意にあたって、評価基準に「文化的にして最低限度の生活水準の保障」を持ち込み、現代の正義論（例えば J. ロールズのそれ）は、社会の最も劣悪な経済状態にあるものへの優先的な所得再分配などの措置を正義に適うものと看做している。その意味では福祉社会や福祉国家の確立は予算評価の基本的な基準となったように見える。しかし、社会国家や福祉国家の傾向が台頭した第1次世界大戦前後の時期は、同時に、中央集権的な福祉国家への批判が現れた時期でもあった。すでに1917年代に G. D. H. コール

\* 本論文は1993年9月29日福岡大学経済学部において行われた日本財政学会第50回大会における報告の全文である。

は、議会制民主主義が中央集権的な行政国家によって、事実上、支配される危険を警告し、ギルドによる産業民主制と地方自治制度によって、中央政府の権限を縮小し分権的な社会への変化を求めるべきことを示唆している。(Self-Government in Industry, 1917) また、ソ連の成立が集権国家の危険を一層実感させることになったことも、また、言うまでもない。1920年代に成立したウィーン市の社会民主党市政は R. Goldscheid によって高く評価された租税社会主義の実験を行ない、分権社会における財政民主主義のモデルを提示して見せた。

これらの新しい傾向は現代からみれば重要な意味を持つものであったが、予算制度研究の中心とは成りえなかった。アメリカ合衆国においては、20世紀に入って科学的管理法の公共部門管理への導入が進み、管理の新しいシステムとして予算制度を位置付けるという方向が定着し、1930年代から第2次大戦を経て、ケインズ主義が予算制度のなかに定着し、TVAにおける事業別予算制度の発展やハロルド・スミスの予算原則に象徴される行政府の役割の重視の傾向が支配的となる。そのひとつの到達点はPPBSと費用便益評価のシステムであった。このシステムは予算の効率的な活用のために意志決定者のための判断材料を提供するはずであったが、実際には資料の作成自体に莫大な費用がかかる。マスグレイブが指摘したように、PPBSの活用はコミュニティ・レベルの意思決定に適しており、ヴィルダフスキーの指摘によれば集権化された予算過程では、むしろ増分主義による予算編成が支配的になるという問題が生じ、予算研究の中心的関心は官僚制の問題に移行する。

すなわち、1970年代の後半以降、財政学における予算制度研究の焦点が「予算における意思決定過程と官僚制の関係」におかれてきたことは明らかである。政治研究の側からは、A. ヴィルダフスキーの研究を画期として、多くの研究が現れたが、経済学を踏まえた官僚制研究の最初のきっかけは、1977年に公表された予算制度研究であって、T. E. Borcherding の編集による、Budgets and Bureaucrats, 1977. であろう。この共同著作は J. M. ブキャナンが、Why Does

Government Grow? と題する巻頭論文を書き、Borcherding が合衆国における1870年から1970年までの100年に及ぶ公共支出の成長を支えた諸要因の構成分析を行なっている。後者がとくに注目しているのは対人サービス領域における政府部門の急激な成長である。

従来 of 官僚制をめぐる議論では、政府部門に於ける防衛関係費、公共事業費、公企業関係費が取り上げられるのが常であった。これらの部門は一般に予算規模が大きくて、技術的な装備の水準が高いので、高度な分業のシステムを必要とし、分業によって業務が分担されると、個別の「守備範囲」が固定化し、情報の伝達がタテ型となって、権限を集中した管理者による情報の独占を招きやすい。しかも、分業が固定化すると行政のセクショナリズムを促進しやすくなり、この個別化された行政システムに対して、行政を通じて私的利益を実現しようとする圧力団体や関連業者団体が殺到する。行政が利権と関わるようになれば、民間の調達業者との関係や許認可の権限が政治家や高級官僚に利益をもたらす。これらは典型的な官僚機構の形成である。

だが、最近の官僚制研究に於いて注目されるのは、防衛や公共事業と並んで、福祉や教育の分野における官僚制の発展と、それらによる経費の膨張や浪費の問題である。この背景には、政府経費の最近の動向を見ると、防衛や公共事業や公企業の経費の膨張が頭打ちになる一方で、福祉や教育の費用が急激に膨張し、財政赤字や政府債務の拡大の原因となる傾向が見られることが挙げられるであろう。最近の北欧福祉国家の財政危機や、かつてのイギリスの福祉国家の危機などは、福祉国家官僚制とも言うべき問題が発生してきて、予算制度における民主主義と官僚制の関係を改めて検討する必要性が生じたと考えられる。

歴史的にみると、この問題を最初に取り上げているのはコーリン・クラークであってアメリカ合衆国における予算過程の研究者は J. M. ブキャナンをはじめ1970年代後半に彼の文献に言及し、彼の問題提起の再評価を行なっている。私も1980年代前半に日本の行財政改革を検討した際に「減税と地域福祉の論理」(三嶺書房, 1984年)においてクラークの同じ文献を再評価しようと試み

たことがあるので、本報告では「現代の予算制度と官僚制」の問題をクラークの主張の現代的な再評価の試みとして展開してみたい。

## I 現代の予算制度と官僚制についての研究の視点

1970年代後半以来、ブキャナンらが現代予算制度の意思決定過程を「赤字に抱かれた民主主義」と特徴付け、官僚制の発展こそが政府の成長の原因であるとしてきたことは周知の事実である。そして、この批判の枠組みの背景には提案13号に象徴されるように「肥大化した官僚機構を抱える重税型福祉国家と、それに対する中産階級の反乱」という現実があったことは日米の実証研究が示した通りである。(例えば、J. J. カーリン「フィスカル・リミットの政治経済学」1982、林健久、加藤栄一編「福祉国家財政の国際比較」東京大学出版会、1992年参照)

かかる反乱を事実として受け止めたとしても、反乱を契機として実行された新自由主義的改革案がレーガン税制改革を始めとして基本的には失敗に帰着し改革が生存権の侵害に由来する低所得層の反乱（とくにサンフランシスコ暴動に象徴される）や「アメリカの解体」に基礎を提供したという事実もまた否定する事ができない。このことはカーリンが主張するように改革が州政府への権限の集中をもたらしたり行政水準の低下を結果しただけで官僚制の根幹には影響が殆ど及ばなかった、という評価とも関係していると思われる。

提案13号とそれに続く古典的な予算原則の再生に関する議論は政府の成長の源泉としての「予算と官僚の関係の認識」を基礎にして、憲法的なルールによる「政府の課税権の制限」へと向った。しかし現実には消費者物価水準の抑制には成功したもの、所得税制度における累進度の緩和や税率のフラット化などの試みが行なわれた結果、税収の不足によるインフラストラクチャーの整備の困難や資産・所得格差の拡大、財政政策の機動性の喪失による構造的不況の深刻化などが増幅された。しかも、均衡予算原則による「小さな政府」の実現には程遠く、連邦財政赤字を増大させて財政再建という重い課題が残される結果

となった。「レーガン方式」では官僚制は克服できず資産・所得格差の拡大による社会的不公正を増幅させ財政政策の機動性の喪失は財政赤字をかえって増大させることが示されたのである。

ブキャナンらは、アメリカ合衆国の最近200年間における財政史の研究を踏まえて、政府支出の増大の原因のうちの最大のものは、官僚制の発展であると指摘し、とくに、政府の対人サービス領域の拡大、就中、教育行政における官僚制の発展を指摘した。先の文献によれば、19世紀に於る経費の成長率は国民総生産の成長率に及ばず、しかも財政支出には分権化の傾向が認められる。ところが、20世紀に入ると、政府経費の成長率が国民総生産のそれを上回るだけでなく、連邦政府への中央集権化の傾向が見られると言う。ブキャナンらは、これらの動向を、本来の民主主義的な財政が国民のニーズに応じて経費を支出してきたのかどうか、を吟味する。そして、もし、官僚に支配されていない政府が対人サービス領域において、経費の膨張を体験するとすれば、それは、政府部門の生産性が福祉や教育に固有の対人サービス必要性のために、民間部門に及ばない、という当然の反映であるとする。すなわち、政府部門では、福祉や教育など直接的なコミュニケーションによってサービスを供給せざるを得ず、技術的な改善が困難で、生産性の低いレベルでサービスを供給せざるを得ないにも関わらず、公務員の賃金は民間の生産性が挙って、民間の賃金水準が上がれば上昇せざるを得ないのである。このことは、対人サービスが私的な資本活動の対象とは成り難いことを示唆し、一般に、実演芸術など、人的要素の大きな事業が私的資本活動の対象として、なじみにくいこと、従って、政府の支援を必要とする、という事情と類似の現象であろう。かつて、1960年代にボーモルとボーエンは「実演芸術——経済的ジレンマ——」において、政府の芸術支援政策の根拠を芸術的演奏や演技における技術的進歩や機械の導入の困難によって説明したが、この同じ説明は政府部門そのものに応用できる。この限りでは、政府規模の膨張は避け難いものである。

しかし、ブキャナンらによると、残念ながら政府が民主的であると前提する

ことはできない。政治家や官僚がもっぱら公共的利益に従って行動すると言う仮説を改めれば、政治家が政治的利潤を追求し、官僚が私的利権の拡充を要求すると考えるのが自然である。彼らは大きな政府の利点を活かして、投票者の私的関心に応じてサービスを供給し、権限を拡大して私的利権の影響力を強めようとする政府のサービス供給システムを私的に捩じ曲げて、行政機構を統合して、サービスの独占的供給を行ない、競争を排除して、官僚の利益のために待遇を改善させ、納税者にサービスの価格である租税負担額を大きくし、供給したサービスを過大に評価させる。補助金や租税の自然増収はこの傾向を一層、促進する。1970年代における合衆国の教育行政の統合化過程は、この過程を典型的に示したものであって、遂には、教師を評価する基準までが、資格と勤続年数だけとなり、教育経験は評価されない、という結果をもたらした。(前掲書、R. J. Staaf, *The Growth of the Educational Bureaucracy*)

彼らが教育について指摘した事態は福祉行政にもあてはまるかもしれないし、ことによると、大規模な政府直轄事業の欠点を表現しうる官僚制の理論であるのかも知れない。これらの実証的研究は今後の課題であるが、もし、この立論が正しいとすれば、福祉国家の財政危機の問題に対してひとつのアプローチが可能になるであろう。つまり、官僚制の克服に焦点を合せた予算制度の改革や財政民主主義論の提起である。その手がかりは1980年代の経験から言えば、中産階級への税負担の軽減、低所得層の生存権の確保を両立させようような財政システムのありかたを構想することであろう。そしてブキャナンらも、かかる構想のひとつとしてクラークの労作に注目していた。しかし、わが国では予算制度研究においてクラークが位置付けられることは殆どなかったので改めて彼の構想に注目したい。

## II クラークによる重税型福祉国家構想批判

クラークによると、国民所得に対する課税率が25%を越えれば、勤労意欲の喪失、営業上の経費節約への刺激の停止、奢侈の奨励、インフレーションへの

反応の鈍さへと導きやすい。このことは、一層の財政危機と重税やインフレーションの激化へと導く。彼は言う。

「普通の状態では、インフレーションに対し敵意を示す立法者たちも、ついにはこのインフレーションも彼らが課税することを求められた重税と比較するとき、その害悪においては、はるかに劣るものであると考えるようになり、彼らが普通の状態なら反対するはずの物価上昇をもたらすあらゆる政策に対し寛容な態度をもって受入れるようになってくるのである。」(C. Clark, *Welfare and Taxation*, 1955, pp. 5-6, 加藤清訳「社会保障と租税」日本評論社, 1956年, 56ページ)

さらに彼は国営中心の福祉制度は中央政府の権限の強化、総じて「全体主義的傾向」つまり官僚制の強化へと発展する危険がある、と指摘する。福祉国家官僚制ともいべき問題への接近として、この視点は、極めて先駆的なものであり、ブキャナンらの提起を先取りしていたといっても過言ではない。当時のイギリスにおける、いわゆるベヴァリッジ・プランにおいては当初から国民所得の40%におよぶ重税が構想されており、いわゆる国営の福祉が中心であったし、以後のイギリスや北欧の福祉国家の財政危機の実情や経過をみると、この批判は相当に的を射ていたと考えられる。

インフレーションと中央集権的官僚制の非能率の結果として、福祉サービスの価格(租税負担)は、クラークの評価によれば、本来の価格の50%増になることは確実であり、重税型福祉国家の財政的破綻は目に見えていた。そこで、彼はベヴァリッジ案への対案として、非営利組織と地方自治体を最大限に活用し、生存権保障に配慮した上での、納税者に取って「選択可能性のある」福祉供給システムを構想したのである。

彼の構想においては標準的な負担率(例えば、失業保険、年金、医療、教育など合せて所得の13%を上限とするなど)を決めた上で非営利団体を活用した多数な社会保険組織や共済制度の設立を奨励し、加入脱退の自由を認めて消費者による福祉システムの選択可能性を保障しようとした。そして、これらの活



動は企業による同額の支出と大幅に税源や財源を委譲された分権的な財政システム、つまり地方自治体によって支援される。国は国防や外交、高等教育など若干の領域を担当するに足る税を徴収する。消費者は一方では自分たち自身が参加して構築する福祉システムを自由に選択できて、他方では地域社会で優れた福祉システムを構築する自治体を選択しうる。かつて S. ウエップは比較と公開の二原則によって公正に競争しうる自治体こそ新社会の基礎であると指摘したがクラークは福祉サービス供給機構においても、このような発想を継承しようとしたのである。

実際にアメリカ合衆国においては、1960年代に非営利組織への関心が高まり、経済学者による営利組織やフィランソロピーの研究が進んだ。F. K. Dickinson, ed. *Philanthropy and Public Policy*, 1962, は、ブキャナンや K. E. ボールディングも参加したシンポジウムの記録であり、私的部門でもなく、公共部門でもない、第3のセクターとしての非営利部門の発展可能性に注目している。1980年代にレーガンの「偉大なアメリカ」構想に対して「もう一つのアメリカ」を構想するネットワーク組織が急激に発展していた。例えば J. Lipnack & J. Stamps, *Networking*, 1982 は市民同士が共通の目標や価値観のもとに自主的なグループや団体として互にネットワークで結ばれている「目に見えないアメリカ」の重要性に着目している。これらの組織には文化、健康、食品、資源と環境、公正、学習、個人の発達、などの多数な目標をもった協同組合、医療法人、福祉法人、学校法人、公益法人などへの発展芽が含まれていて興味深い。1990年代後半には P. ドラッカーなどの経営学の研究者が非営利組織の研究を大規模に開始し、福祉や文化、教育などの面で協同組合やフィランソロピー税制の役割や機能が改めて注目されるようになった。これらの動向も広い意味では、クラークの構想の延長線上にある、といってよいであろう。

イギリスにおいても、1980年代の民営化推進の過程で、福祉や医療における多様な供給方式と消費方式の組合せ（政府供給と政府消費、政府供給と民間消費、民間供給と政府消費など）が議論の対象となり（例えば、高島進「公共部

門生産性の経済学」晃洋書房，1993年），医師などの専門家のもつ専門制や生産性の評価問題が注目を集めている。このような議論の重要性については論をまたないが，問題の根本には予算制度と官僚制の問題があるという点は，クラークの指摘した原点に立返る必要があるのではないかと考えられる。

### III 代替案——非営利団体による福祉サービスの質の評価の問題——

以上のようにコーリン・クラークの問題提起を回顧してみると，国民経済的な，あるいは全国的なレベルで福祉の費用負担のガイドラインを決めるという公共的な意思決定と，そのガイドラインを前提として生存権保障の前提に立ちつつ非営利組織を造り上げて，消費者が選択可能な水準にまで高めてゆくという一種の「仕事おこし」の過程が平行して進行することがクラーク型福祉社会構想の基本である事が解る。同時に非営利組織が集権的な官僚制の弊害を防止しうるためには組織の分散性を確実な情報の共有や人権ルールや公正基準の合意などによって福祉プロジェクトの総合的評価や比較の可能な形に転化しうる社会的条件の整備が必要とされる。

予算制度はこのような視点からみると，多様な非営利組織が企画し実行する福祉プロジェクトの総合的評価の機会であり，分散的なプロジェクトを国民的な視野からの客観的評価によってどれだけのサポートに値するかを決定する機会でもある。現在，日本における障害者施設のうち，共同作業所を例に取ってみると，多くの自発的でボランティアに依存した無許可の共同作業所づくりが先行し，事業内容の充実と地域社会での合意が進む度合いに比例して自治体の補助金や福祉法人としての認可が進み，措置費が支給されるという形をとることが多い（池上惇「財政学——現代財政システムの総合的解明——」岩波書店，1990年）。この場合，補助金の支給，法人格の取得，措置費の支給などの発展に当って，事業が提供する福祉サービスの総合的評価を如何に公正に行なうか，評価の主体としての納税者の意向の表明はどのような形で形成され発表されるか，も考慮すべき多くの問題を抱えている。

しかしながら、評価主体の形成にあたって、経験ある福祉の専門家による科学的な判断、住民の参加による合意の形成、行政による適切なコーディネートなどが必要になることは言うまでもない。これらの評価主体が依拠すべき判断の基準は、何に求めるべきであろうか。予算案に対する納税者の欲求は「公的欲求」である。私的欲求に対する公的欲求の特徴は「社会の共通の利益」を実現することによって、私的欲求充足の為の基盤を強化することに在ると考えられるので、社会の共通の利益を最も凝縮された形で実現する必要がある。従来の厚生経済学の成果を批判的に検討して、私的欲求の充足のための条件を考察した A. センの考え方を公共部門に応用してみよう。それは、人間の自由な欲求の表示に取って公共部門による「ソーシャル・ミニマム」の達成は、人々に希望と積極的な意欲を与え、あまりに劣悪な生活条件のために、本来の欲求表示を締めていたひとびとに、欲求表示のための「物的基礎」を提供する、という点である。

そして、「ソーシャル・ミニマム」が達成されると、人々の欲求は自分の生き方を他人の生き方と比較して評価し、予算に対して「いきがい」を実現する上での社会の共通のインフラストラクチャー（例えば芸術文化施設など）を整備する必要が出てくるのである。

この2点が予算における各種のプロジェクトの評価の最も凝縮された形であろうと考えられる。つまり、

- 第1は、その事業が生存権保障において成功しているかどうか、であり、
- 第2は、他の事業との比較において、住民と公務員の双方のいきがいをどこまで実現しえているかという点である。

この二つの基準に照しながら、福祉プロジェクトの費用と便益を総合的に評価することは、科学的な行政を目指す上で不可欠になろう。この場合の費用—便益分析は、社会的便益の評価基準が明確であるために、かつてのPPBSが体験した繁雑さからは免れており、公共選択における社会的合意のための基礎となるという点で新たな機能を期待されるのである。

大部分の福祉プロジェクトは対人関係のための人的な要素が中心であって一般の産業におけるように技術的進歩によってコストの低下を図り利潤を増大させる余地がほとんどない。しかもサービスの内容は極めて公共性が高いから、ある程度は市場経済に類似した料金や保険料の徴収や支払によって収入を確保したとしても、かなりの部分は寄付金や関連事業収入、さらには補助金や助成金によって経営せざるをえない。この場合、医療の場合ならば地域社会の社会的最低限をその医療機関が保障する人的資源をもっているかどうか、が重要な評価基準であり、補助金を交付すると言う予算における意思決定の際の重要な評価基準であろう。このことは、さらに医療や看護婦、保健婦などの専門性の評価を正当に行ない正当な報酬を保障するという課題と不可分に結び付いている。社会が合意しうる専門性の評価とその報酬のありかたは、かつて、1960年代にボーモルとボーエンが芸術家の報酬について議論した問題と類似の論点を提起してくる。彼らは、芸術家の提供するサービスが、この社会で生きて行く上で不可欠なもの（つまり生存権のかかわるもの）であることを認める一方、芸術家の実験的試みに発表の機会を社会が保障してゆくことや、人々に「いきがい」を実感させるエクセレンスを評価するシステムによって、芸術家を支援して行く必要性を認める。消費者は観賞にあたって、入場料を支払うが、入場料が専門性や芸術性の十分な評価になりうるかという、それは不可能であると考え。一般に市場経済では、高い専門性は生産性の高い製品に反映されて、専門家に高い報酬をもたらすがるが、芸術においては、いくら専門性が高くても生産性を上げることは不可能ではないまでも極めて困難である。このような状況のもとで、専門性や芸術性を評価して行くには、入場料以外の多様な財源が必要であり、社会の合意を得て政府や自治体の補助金を交付し、寄付税制を整備して公益財団を育て、多様な応募の機会を造り上げる必要がでてくる。

芸術と同様に、福祉関係専門家の専門性を社会的に評価するシステムがなければ、質の高い福祉システムは機能しない。例えば医療保険における診療報酬体系において正当な評価を行ないつつ、この評価は料金や保険料には福祉的性

格からみて反映させられない場合も多いから、寄付金や補助金において医療の質を社会的に評価してゆくことが必要とされるであろう。同様のことは保育所、障害者施設、芸術文化施設など多くの領域について言いうることになる。(芸術を例に挙げた評価のシステムについては池上惇「生活の芸術化——ラスキン・モリスと現代——」丸善ライブラリー、1993年。を参照。)

#### IV 予算制度発展史の概括における問題点

公共選択論の枠組みにおいては、官僚制の弊害を最小限度に止めうる予算制度とは、究極のところ、予算過程における納税者主権の行使にあたって予算案の総合的な社会的評価を行なう納税者の評価能力に依存する。この評価能力は現実の官僚制の発展のもとでは、しばしば単なる潜在力に止まっており、評価の機会が絶えず存在しうる福祉プロジェクトが多数存在し評価が補助金などの支出や寄付税制の対象にならない限りは身近な問題とはなり得ないのである。

かつて、A. シックは予算制度が市民革命期の統制の機能を中心とする段階にあり、つぎに20世紀初頭以来は政府部門の科学的で効果的な管理のための手段となり、第2次大戦以降は、経済の安定や完全雇用のための計画化の手段となりつつあることを指摘した。現代においては予算は再び均衡予算として官僚制やインフレーションの弊害を予防する事が期待されたのであるが、福祉の内実を確保しつつ官僚制の弊害に対処しようとするれば公共業務を担う専門性の評価を基礎に「公共選択における社会的評価の機会を提供する」機能を期待せざるをえないのである。これがクラークの問題提起を現代に活かす方法ではあるまいか。

#### 参考文献

- Boumol, W. J. & W. G. Bowen, *Performing Arts——The Economic Dilemma, A Study of Problems Common to Theater, Opera, Music and Dance*, 1966.  
Borcherding, T. E. ed., *Budgets and Bureaucrats*, 1977.

- Buchanan, J. M. & R. D. Tollison, *The Theory of Public Choice, Political Applications of Economics*, 1972.
- Buchanan, J. M. & R. E. Wagner, *Democracy in Deficit — The Political Legacy of Lord Keynes*, 1977.
- Buchanan, J. M. & R. E. Wagner, *Fiscal Responsibility in Constitutional Democracy*, 1978.
- Brennan, G. & J. M. Buchanan, *The Power to Tax*, 1980. 深沢実, 菊池威, 平沢典男訳「公共選択の租税理論—課税権の制限」文真堂, 1984年.
- Buchanan, J. M., *Economics Between Predictive Science and Moral Philosophy*, 1987.
- Clark, C., *Welfare and Taxation*, 1955, 加藤清訳「社会保障と租税」日本評論社, 1956年.
- Clark, C., *Public Finance & Changes in the Value of Money*, *Economic Journal*, Dec. 1945.
- Cole, G. D. H., *Self-Government in Industry*, 1917.
- Colm, G., *Essays in Public Finance and Fiscal Policy*, 1955.
- Dickinson, F. K. ed., *Philanthropy and Public Policy*, 1962.
- 遠藤三郎「公共の財政理論」昭和堂, 1992年.
- 林 健久, 加藤栄一編「福祉国家財政の国際比較」東京大学出版会, 1992年.
- 広瀬道貞「補助金と政権党」朝日新聞社, 1982年.
- 池上 惇「財政学——現代財政システムの総合的解明——」岩波書店, 1990年.
- 池上 惇「減税と地域福祉の論理」三嶺書房, 1984年.
- 池上 惇「生活の芸術化——ラスキン・モリスと現代——」丸善ライブラリー, 1993年.
- Kirlin, J. J., *The Political Economy of Fiscal Limits*, 1982.
- 加藤一郎「Proposition 13 の評価をめぐって」『財政学研究』5, 1981年7月.
- 加藤芳太郎「自治体の予算改革」東京大学出版会, 1982年.
- Lipnack, J. & J. Stamps, *Networking*, 1982.
- 佐々木雅幸「オーストロ・マルクス主義とウィーン市の財政改革」『財政学研究』2号, 1979年.
- Sen, A., *Commodities & Capabilities*, 1985.
- 高島 進「公共部門生産性の経済学」晃洋書房, 1993年.
- 山之内光躬「財政過程—利益集団の財政論」成文堂, 1992年.
- 横田 茂「アメリカの行財政改革—予算制度の成立と展開」有斐閣, 1984年.